

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 6 号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 8 月 1 日）
旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 2 の改正規定については、令和 5 年 8 月 28 日乗車となるものから施行する。

令和 5 年 7 月 19 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第 1 条の次に次を加える。

第 1 条の 2 日田彦山線 B R T 添田・日田間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。

第 71 条第 2 項の次に次を加える。

3 前各項にかかわらず、別に定めるところにより、座席指定料金を旅客会社線区間の座席指定料金と当該連絡会社線区間の座席指定料金を併算した額とすることがある。